

## 新潟県総合計画（素案）に対する県民意見と県の対応

### 意見の反映状況区分

- I：反映したもの：28件  
 II：一部反映したもの：13件  
 III：既に記述済みのもの：69件  
 IV：事業実施段階や個別計画策定時等に参考とするもの：69件  
 V：その他記述を変更しなかったもの：4件

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
1	<p>第2章 1 人口減少・少子高齢化の状況</p> <p>【新潟県の現状・課題】の特性・優位性欄に「○経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出の差）が全国上位」とあるが、自分や周囲の生活実感からは疑問である。一般住民は収入の低さに応じて支出しているだけではないかとも考えられることから、県民生活の豊かさを自覚する割合が分かるような調査結果等を参考資料として付記すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、豊かさの基準については、個人の感じ方は異なることから、「○実感的な可処分所得（可処分所得と基礎支出の差）が全国上位」と記述を修正します。</p>	II
2	<p>第2章 2 安全・安心を取り巻く状況、3 暮らしを取り巻く状況</p> <p>より課題が明確になるよう、本県の特性に、次のような内容を明記すべき。</p> <p>本県は殊に山間地域に暮らす後期高齢者の割合や、高齢者単身世帯の割合も高いため、移動手段には第三者の援助が不可欠である。昨今の豪雪や豪雨、酷暑等の気象条件も加わり、単独での移動や交通に支障がある人が増えている。</p>	<p>ご指摘を踏まえて【新潟県の現状・課題】について、「地域公共交通は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠であり、全国より早いペースで人口減少や高齢化が進んでいる本県においては、地域公共交通は重要な役割を担っているが、人口減少や運転手不足の影響により、地域公共交通の事業者は、厳しい経営状況が続いている。」と記述を修正します。</p>	I

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
3	<p>第2章 3 暮らしを取り巻く状況</p> <p>第6章 I-2-(2)-② 地域で安心して安全な医療が受けられる体制の整備</p> <p>第6章 I-2-(1)-① 結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援</p> <p>県北地域の医療圏において産科医療機関の不足が深刻な問題であることから、早急にこの解決策に取り組むことを明記すべき。</p>	<p>県内全域において、医療圏ごとに安心・安全で質の高い周産期医療を受けられる体制を確保することが重要と考えております。</p> <p>課題解決に向けた具体的な施策については、個別計画である新潟県地域保健医療計画の中で位置付けております。</p> <p>県としては、出生数が減少し医療資源が限られる中で持続可能な体制を確保していくため、医療機関の適切な役割分担と連携を進めるとともに、市町村等と協力して、遠距離となる分娩施設へのアクセス支援等の取組を行ってまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
4 ～ 10	<p><b>第2章 6 教育を取り巻く状況</b></p> <p>【新潟県の現状・課題】に、教職員の多忙化や長時間労働が深刻な状況にあることを明記するとともに、調査や研修などの精選や、持ち時数制限、余剰時数を減らすなどの解決の具体策を明記すること。</p> <p>長時間労働が常態化している学校現場で、今後も人員を確保していくためには、採用試験の見直し以上に、学校現場の働き方改革が必要である。 (同旨の意見 ほか6件)</p>	<p>【新潟県の現状・課題】において、「学校が対応しなければならない課題が一層多様化、複雑化する中で、授業等の児童生徒への直接的な指導以外の業務が依然として多いなど、教員の多忙化が深刻な状況となっており、教員が一人一人の児童生徒と向き合える時間の確保が課題である。」と記述を追加します。</p> <p>また、学校現場の働き方改革に関する具体策については、第6章の「Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、多忙化解消の取組を記述しております。</p>	I
11	<p><b>第2章 6 教育を取り巻く状況</b></p> <p>「教員採用選考検査の受検倍率が低下し、質の高い教員を確保することが難しくなっており、教員未配置も生じている。」とあるが、その原因である教職員の多忙が、離職や受験控えにつながり、法令違反の未配置になっていることを明記すべき。</p>	<p>教員の多忙化に関しては、【新潟県の現状・課題】において、「学校が対応しなければならない課題が一層多様化、複雑化する中で、授業等の児童生徒への直接的な指導以外の業務が依然として多いなど、教員の多忙化が深刻な状況となっており、教員が一人一人の児童生徒と向き合える時間の確保が課題である。」と記述を追加します。</p> <p>なお、教員採用選考検査の受検倍率の低下については、様々な要因が考えられることから、現在の記述としております。</p>	II

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
12	<p><b>第3章 3 人口の将来展望</b></p> <p>図16（若者の結婚に関する意識）、図18（現実的に考えたときのこどもの人数が、理想とするこどもの人数を下回っている理由）の調査結果は、それぞれ、N=293、252となっており、回答数が少なく信頼性が確保されているのか疑問である。</p>	<p>ご指摘の調査結果について、前者の「新潟県若者意識調査」については、調査対象が18歳～29歳の男女2,011人、有効回答379、うち現在独身者のみの回答により、N=293となったものです。また、後者の『新潟県総合計画』県民の意識・満足度アンケートについては、調査対象が18歳以上の男女3,000人、有効回答1,648、うち50歳未満451、うち「現実的に考えたときのこどもの人数が、理想とするこどもの人数を下回っている」と回答した方を抽出し、N=252となったものです。</p> <p>上記のような抽出等を経た結果、サンプル数がやや少なくなったものですが、本調査においては、「許容誤差10%、信頼度95%」で必要な概ね100サンプルを上回っており、県民の意識についておおよその傾向を把握するものとして、大きな支障はないと考えております。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
13 ～ 26	<p><b>第3章、第5章及び第6章</b></p> <p>計画中に複数の箇所で合計特殊出生率の目標数値が記載されているが、目標数値は記載すべきでない。</p> <p>この目標値設定は、個人の生き方への介入になる。女性に、結婚して産む機能の性として標準的家族像を押しつけることになり、結婚、出産を選ばない人たちに圧力をかけることにもなる。</p> <p>産む性に特化された数値記載は、女性の人権、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、自己決定権の侵害と言える。</p> <p>(同旨の意見 ほか13件)</p>	<p>本計画(素案)の人口ビジョンについては、人口の定常化を実現するための将来展望について、自然動態については合計特殊出生率、社会動態については人口の流出入のデータをもとに複数のパターンを試算しました。</p> <p>この試算結果や、現状の人口動態などを踏まえ、本計画期間の人口に関する達成目標については、当初から人口置換水準である合計特殊出生率2.07と社会動態の均衡を2050年に実現するパターン1を上回る総人口としていたところですが、その趣旨が明確となるよう今回記述を見直しました。</p> <p>ご意見をいただいた合計特殊出生率については、一部識者から合計特殊出生率と出生数減少率に相関関係がないとの分析結果が示されたことや、地方の少子化は、若年層、特に女性の県外流出が大きな要因であるといった指摘があることなどを踏まえて、第3章における関連する指標については、合計特殊出生率から、若年層の社会動態を表す「20～29歳の社会動態」に見直しました。</p> <p>また、同様の理由から第5章、第6章についても達成目標を見直しました。</p>	I

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
27	<p><b>第3章 4 達成目標等</b></p> <p>「(3)目標達成に向けた取組」の6行目の次に、以下の記述を追加すべき。</p> <p>人口減少対策の取組の推進に当たり、女性の人権とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、自己決定権の侵害をしてはならない。結婚・妊娠・出産支援が個人に特定のライフスタイルを押し付けているかのような印象を与えることがないよう、特段の留意が必要だ。</p>	<p>第3章人口ビジョン及び第6章I-2-(1)-①「結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援」においては、結婚・妊娠・出産を個人に押し付けるものではなく、希望する方が結婚・妊娠・出産できるように支援することを記述しております。</p> <p>また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、第4次新潟県男女共同参画計画において、知識の普及啓発に努めることを記述しており、その周知・啓発に努めてまいります。</p>	III
28	<p><b>第4章 1 基本理念</b></p> <p>基本理念「住んでよし、訪れてよしの新潟県」は、大変素敵なビジョンだと感じている。強調するのであれば、第4章のほか、第1章「1 計画策定の趣旨」のタイトルにも「～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」と付記してはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、総合計画のタイトルに「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を明記します。</p>	I
29	<p><b>第4章 1 基本理念</b></p> <p>「住んでよし、訪れてよし」は、観光庁が用いたキャッチコピーであることから、これをそのまま使用するのはなく、本県独自のものを検討してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、国において「住んでよし、訪れてよし」の語句を用いた例もありますが、県としては、第4章「本計画の基本理念」に記述のとおり、県民の皆様が新潟に住んでいることを誇りに思い、これからも住み続けたいと思える新潟県、国内外の方々が新潟に魅力を感じ、訪ねてきていただける新潟県を創っていくことが重要であると考えております。こうした県の考え方を包括的に表す基本理念として、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を現行計画の策定時から掲げているところです。</p>	V

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
30	<p><b>第4章 1 基本理念</b></p> <p>「男女共同参画の啓発」を入れてほしい。</p> <p>人権尊重・男女共同参画の社会づくりを目指し、県民への男女共同参画の啓発に努めるとともに、付属機関への委員や管理職への女性登用を進め、男性の子育て支援や配偶者暴力・困難女性支援基本計画に基づく相談・支援体制の整備が必要。</p>	<p>第4章「本計画の基本理念」の「2 政策展開の基本的な視点」において、男女共同参画も含むより大きな視点として「県民一人一人の多様な価値観を尊重し、個性を活かして資質・能力を育みながら社会において活躍できる環境を創っていくほか、ライフスタイルに応じた多様な機会の提供等により生活や仕事、人とのつながりなどの質的充実を図っていく」旨を記述しております。</p> <p>ご指摘の男女共同参画の啓発等の具体的な取組については、第6章の「I-3-(2)-① 男女が共に参画し多様な生き方が選択できる社会づくり」において記述しております。</p>	III
31	<p><b>第4章 2 政策展開の基本的な視点</b></p> <p>県は環境整備や県民（個人、組織）が力を発揮できる仕組みづくりを役割とし、実行するのはあくまでも県民、というスタンスが大変素敵であると考えており、そのような考え方で計画を推進してはどうか。</p> <p>また、県民との連携については、計画に記載する言葉をどうするかはさておき、「まずは1つの連携」から始めることでも十分であるので、真の連携を実現する具体策を検討していただきたい。</p>	<p>第4章「本計画の基本理念」の「2 政策展開の基本的な視点」の②において、「県民をはじめ、地域を共に担う市町村、企業・団体、NPO、大学などの多様な主体とともに、それぞれの役割を明確にし、知恵を出し合い、地域の発展のために一体となって積極的に連携・協働しつつ、地域の課題解決に取り組んでいく」と記述しているところであり、計画の推進に当たっては、ご意見を踏まえながら、県政の各分野の取組を進めてまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
32	<p><b>第5章 重要課題1 子育てに優しい社会の実現</b></p> <p>若者の県外流出は低賃金が要因であり、特に男女の賃金格差が大きな要素のひとつと考える。少子化は労働政策も大きな要素であることから、女性が働きがいのある働き方ができる企業意識の転換が重要である。また、企業においてはアンコンシャス・バイアスに気づき、多様な生き方を選択できる社会にすることが重要と考える。</p>	<p>第6章 I-3-(2)-①「男女が共に参画し多様な生き方が選択できる社会づくり」において、「社会のあらゆる場において男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮し多様な生き方が選択できる社会を実現する。」をめざす姿勢とし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るほか、経営層の意識改革など企業の女性活躍を推進することなどについて、具体的な取組を記述しております。</p>	Ⅲ
33 ～ 34	<p><b>第5章 重要課題1 子育てに優しい社会の実現</b></p> <p>「男性の家事参画割合」という言葉に固定的な性別役割分担意識の存在を感じる。家事はできることをできる人がやるべきであり、固定的役割分担意識を前提として立てた目標は変更すべき。 (同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>「■ 女性に集中する家事・育児負担」に記述のとおり、総務省の「社会生活基本調査」結果によると、依然として女性の家事・育児負担が多い状況です。</p> <p>そのため、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、これに基づく雇用慣行を見直し、女性の家事・育児の負担軽減につながる取組が必要と考え、「男性の家事参画割合」の成果指標を掲げているものです。</p> <p>県としては、こうした固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて広報活動や研修等に取り組んでまいります。</p>	Ⅳ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
35	<p><b>第5章 重要課題2 持続可能で暮らしやすい地域社会の構築</b></p> <p>今も差別や偏見がなくならないため、項目名を「持続可能で、互いの人権が尊重される暮らしやすい地域社会の構築」とすべき。</p>	<p>本項目は、人口減少下においても、地域の暮らしと経済が維持できる地域社会の構築を目指し、それに関連する政策を記述しております。</p> <p>人権に関する取組は、第6章Ⅰ-3-(1)-①「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現」に記述しております。</p>	Ⅲ
36	<p><b>第5章 重要課題4 国際拠点化と戦略的な海外展開・交流促進</b></p> <p>外国人材の受入れを推進するに当たり、具体的にどの程度の割合を目指し、それをどのように維持するか明記すべき。</p> <p>外国人材の受入れは日本社会にとって一定のメリットがあることも理解するが、日本では外国人との共生に伴う様々な問題が発生しており、安心感や秩序が損なわれることを懸念する声もある。そうしたデメリットにも十分に配慮した上で、外国人の割合が過剰にならないよう調整することが重要と考える。</p>	<p>外国人材受入れのための施策の展開は、人材不足の対応や本県の国際化に資することが期待され、県として取り組んでいく必要があるものと考えておりますが、受入れ割合については、県内企業等のニーズにより変化すること、また、外国人住民割合と地域の安全確保の関係性において明確な数値等はないことから、これを目標設定とすることは難しいものと考えております。</p> <p>一方で、地域住民の安心・安全の確保と合わせた外国人材の受入れが重要と認識しており、第6章Ⅱ-1-(2)-②「諸外国との交流拡大を通じた海外成長市場の活力の取込み」において、「日本人と外国人がともに安心して生活でき、能力を発揮して活躍できる多文化共生社会の実現に向け、関係機関と協力し、一層の取組を進める。」と記述しているところであり、取組に当たってはご意見を参考にさせていただきます。</p>	Ⅳ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
37	<p><b>第5章 重要課題4 国際拠点化と戦略的な海外展開・交流促進</b></p> <p>外国人技能実習生の実施事業所では毎年多くの法令違反が発生しており、また、外国籍の人々、外国人労働者への差別、偏見が無くならないことから、外国人の人権尊重、事業者の法令遵守等に関する以下の記述を追加すべき。</p> <p>○【現状認識・対応の必要性（ポイント）】の3つ目の○について、「○ そのためには、海外との交流を担うグローバル人材の育成や外国人の人権尊重に基づく外国人材の受け入れと育成により、外国人も安心して生活でき、活躍できる環境づくりを進めていくことが必要である。その際、事業者のニーズも踏まえながらも、事業者への人権尊重、法令遵守等の研修を行う。」に修正すべき。</p> <p>○【めざす姿】の文章冒頭に、「外国籍労働者への人権上への配慮と尊重をしつつ」を追加すべき。</p> <p>○【主な達成目標】に「県内外国籍労働者への法令違反率」を1割に下げることが追加すべき。</p> <p>○「2 重点的な政策展開・取組」について、「(1) 諸外国との交流拡大を通じた海外成長市場の活力の取込み」の1つ目の◎を、「海外との交流拡大、外国籍者への人権を尊重したグローバル人材の育成、人権尊重に根ざした多文化共生の推進」に修正すべき。また、「外国人への人権が尊重される社会への取組」、「平和と安定に向けた海外交流の促進」に関する記述を追加すべき。</p>	<p>外国人を含む人権尊重の必要性については、第6章I-3-(1)-①「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現」において記述しており、本項目の「重点的な政策展開・取組」では、ご意見をいただいた内容も念頭に置きながら、「外国人が活躍できる働きやすい環境整備の推進」を位置付けているところ。</p> <p>労働者の人権尊重を踏まえた労働基準関係法令の遵守に関する監督指導権限は国の機関である労働基準監督署の所管であり、県において法令違反率に関する目標を設定することは難しいものと考えておりますが、ご指摘のとおり、外国人労働者が安心して生活し活躍できる環境づくりは必要であると考えており、国や外国人技能実習機構等の関係機関と連携しながら、関係法令の周知・啓発と受入れ環境の整備に努めてまいります。</p> <p>なお、本項目については、「国際拠点化と戦略的な海外展開・交流促進」の方向性を記述しているものであるため、平和については記述しておりませんが、海外との交流を進める上で海外との友好関係を構築していくことは重要と考えており、政策の展開に当たっては留意してまいります。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
38	<p><b>第5章 重要課題4 国際拠点化と戦略的な海外展開・交流促進</b></p> <p>主要達成目標として外国人留学生数を掲げていることから、留学生に対する県内の防災・防犯・交通安全に係る現状及び留意点等について、冊子や動画等によるきめ細かな情報提供をお願いしたい。</p>	<p>出入国在留管理庁では「生活・就労ガイドブック」を作成しているほか、県においても「外国人相談センター」での相談対応や多言語防災パンフレット作成などに取り組んでできているところであり、関係機関との連携の下、必要な取組を進めてまいります。</p>	IV
39	<p><b>第5章 重要課題5 脱炭素社会への転換</b></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の再稼働には触れられていないが、センシティブな事柄であることから、現時点では仕方無いと思う。安全性に疑問があることなどから、柏崎刈羽原子力発電所の再開には反対であり、花角知事には、多くの県民の意見を聞き、国や経済界の意見に惑わされず、県民の安全第一で判断していただきたい。</p>	<p>柏崎刈羽原発の再稼働問題については、福島第一原発事故に関する3つの検証の取りまとめ、原子力規制委員会の追加検査を踏まえた判断、技術委員会における安全対策等の確認、原子力災害発生時の避難の課題への取組などを材料に議論を進めてまいります。その中で、柏崎刈羽原発の再稼働問題に係る県民の受け止めについて、様々な場で県民の意見を聞き、県民の意思がどう固まるのか見極めてまいります。その上で知事がリーダーとして判断し結論を出して、その結論について、県民の意思を確認することを考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、県民の「命とくらしを守ること」を第一に、対応してまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
40	<p><b>第5章 重要課題5 脱炭素社会への転換</b></p> <p>地球温暖化を原因の一つとする異常気象や気象災害が増加していることから、災害への備えについて、広報紙、リーフレット等により県民への一層の啓発をお願いしたい。</p>	<p>県では、地球温暖化の現状や災害への備え等について、ご指摘の広報誌やリーフレットを含め、様々な媒体を通じて県民や事業者の皆様にお伝えしているところです。ご意見を参考に、引き続き、普及啓発に努めてまいります。</p>	IV
41	<p><b>第5章 重要課題5 脱炭素社会への転換</b></p> <p>「1(1)②エネルギー消費構造」の「エネルギー消費構造(他都県との比較、J(ジュール)単位)」のグラフについて、人口規模が大きく異なる東京都等の自治体を比較対象として掲載しているが、本県と類似の人口規模や人口構成、産業構造の自治体のデータとの比較に絞ったグラフにすべき。その上で、東京都等の人口規模の大きい自治体のデータは、割合ではなく、実数量で本県との比較したグラフを掲載すべき。</p> <p>現在のグラフでは、東京都は石油製品等化石燃料由来の消費が少なく、本県等地方が排出削減に貢献していない消費構造のように誤解が生じる可能性がある。</p>	<p>当該グラフは、東京都をはじめ、本県からガスパイプラインが伸びている地域のデータを比較し、本県の燃料別の消費割合が他都県と異なる特徴があることを示しているものでありますが、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較対象範囲として、東京都及び本県と人口が比較的近い県を抽出</li> <li>○実数量として、消費エネルギーの総量を記述</li> <li>○分かりやすさの観点から、石炭と石炭製品を「石炭」、原油と石油製品を「石油」のようにまとめて区分</li> <li>○「電力」は、化石燃料を使用した火力発電分も含むことを記述</li> </ul>	I

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
42	<p><b>第6章 I-1-(1)-① 激甚化・頻発化する自然災害から県民の命と暮らしを守る防災・減災対策の推進</b></p> <p>「■ 確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化」において記述のある「防災情報提供など市町村が行う避難情報発令」について、適切な避難行動に結びつくような情報伝達を着実に進めるため、高齢者等避難（警戒レベル3）の発令を地域住民に着実に行き渡るように進め、避難指示（警戒レベル4）発令時には、住民の避難ができるように、市町村との調整会議等の場を通じて一層の連携をお願いしたい。</p>	<p>年度当初、出水期前、降雪期前に開催する市町村防災担当課を対象とした会議の中で、避難情報の発令に当たり、タイミングを逃さず積極的に発令するために県や新潟地方気象台の助言も活用できることや、複数の伝達手段を確保し災害情報を迅速かつ確実に伝達することなどについて周知を行っています。</p> <p>また、市町村と共に、要配慮者利用施設の管理者を集めて、避難確保計画の作成を支援する取組も行っているところであり、引き続き、市町村等関係機関と連携してまいります。</p>	IV
43	<p><b>第6章 I-1-(1)-② 地域防災力の強化</b></p> <p>災害に対しては「自助」の備えが重要であることから、当方では、新潟県地震等災害保険・共済普及協議会等を通じて、新潟県と連携し、防災セミナーの開催、地震保険の県民への普及・促進を行っているが、引き続き自助の備えとして必要な情報を県民へ発信していくので、連携の強化をお願いしたい。また、財源等の問題はあると思うが、耐震化とセットで新規の地震保険加入促進へのインセンティブを与える制度等についても、検討願いたい。</p>	<p>県では平成22年から「新潟県地震等災害保険・共済普及協議会」を設置し、地震保険等の加入促進に取り組んできたところであり、引き続き、効果的な周知・啓発の内容や手法等について協議会と共に検討し、実施していくなど、連携の強化を図ってまいります。</p> <p>なお、地震保険加入促進のインセンティブを与える制度等については、他県の事例や効果を研究してまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
44	<p><b>第6章 I-1-(2)-② 安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備</b></p> <p>新潟県では、昨年の全交通事故件数に対して、交差点および交差点周辺の交通事故件数が57.7%を占めているため、追突・右折・出会い頭事故の対策として、事故多発交差点を中心に交差点の改良を進めていただきたい。</p>	<p>事故発生の原因等を確認しながら、交差点改良を含めた道路整備を進めてきているところです。</p> <p>交差点改良については、「■ 県民の暮らしと命を守る道路整備」において記述しているところであり、引き続き、通学路交通安全対策プログラムも踏まえながら、事故対策としての交差点改良についても取り組んでまいります。</p>	III
45	<p><b>第6章 I-1-(3) 原子力防災対策の推進</b></p> <p>I-1-(3)「原子力防災対策の推進」及びI-1-(3)-①「原子力防災対策の推進」を削除すべき。</p> <p>これらは原子力発電所稼働ありきの政策であり、まだ稼働するかどうかも決まっておらず、県民の意見も聞いていない段階で、この文言を入れるのは不適當である。</p>	<p>原発は停止していても事故のリスクがあることから、稼働の有無に関わらず、原子力防災対策の推進は必要であると考えております。</p>	V

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
46	<p><b>第6章 I-1-(3)-① 原子力防災対策の推進</b></p> <p>想定外規模の地震や津波による原子力発電所設備の損壊が生じた場合、県民の心身の健康や生活維持への障害を受けるとともに、廃炉には膨大な年月と労力、費用が生じることから、自然エネルギー源の豊富な新潟県が、原子力発電に頼らないエネルギー政策を率先して展開する姿勢を計画において示してほしい。そのためにも、柏崎刈羽原子力発電所の早期廃炉に向けた意思表示をしていただきたい。</p>	<p>柏崎刈羽原発の再稼働問題については、福島第一原発事故に関する3つの検証の取りまとめ、原子力規制委員会の追加検査を踏まえた判断、技術委員会における安全対策等の確認、原子力災害発生時の避難の課題への取組などを材料に議論を進めてまいります。その中で、柏崎刈羽原発の再稼働問題に係る県民の受け止めについて、様々な場で県民の意見を聞き、県民の意思がどう固まるのか見極めてまいります。その上で知事がリーダーとして判断し結論を出して、その結論について、県民の意思を確認することを考えております。</p> <p>多様な地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進については、II-2-(1)-③「再生可能・次世代エネルギーの活用促進」において記述しております。</p>	V

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
47	<p><b>第6章 I-1-(3)-① 原子力防災対策の推進</b></p> <p>原子力防災対策に関する今後の進め方については、県民の命と、健康で安全な暮らしを守る責務を十分自覚した上で進めるべきであり、廃炉を前提とした上で丁寧な防災対策を積み上げることが必要である。</p> <p>再稼動には、立地自治体以外の県民の居住地はもちろん、周辺海域や陸域の環境影響を軽視すべきでなく、県民の広範な意思を確認するための説明と対応作業が不足していると考えます。国や事業者の思惑に押されず、放射能被曝をしない防災対策を検討していただきたい。</p> <p>具体的で現実的な避難計画を早急に立てることを総合計画に明記すべき。</p>	<p>原子力防災については、国が福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法の改正や原子力災害対策指針等の策定を行っており、県では、これらに基づき、避難計画等の策定を行っております。</p> <p>「■ 避難計画の実効性向上」において、「避難計画等の課題解決に取り組む、取組の結果を適宜避難計画に反映することによって、避難計画の実効性を高める。」と記述しており、今後とも、実効性向上に向けた不断の取組を行ってまいります。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
48	<p><b>第6章 I-1-(4)-① 犯罪のない安全で安心な社会の実現</b></p> <p>「■ サイバー空間における脅威への対処」に記述のある「県民や事業者に対する、脅威情勢やサイバーセキュリティに関する注意喚起等の広報啓発活動」として、メール配信等によるサイバー犯罪の現状や手口に関する事業者への情報共有をタイムリーに行っていたきたい。</p> <p>また、被害に遭った場合の備えとして、サイバー保険について県内の中小企業等に周知していく必要があることから、広く事業者向けセミナーや研修会を開催していただきたい。</p>	<p>県警察では、「サイバー空間の脅威に対する新潟県産学官民合同対策プロジェクト推進協議会」等を通じ、参画団体等に対して、サイバー空間の脅威情勢、ネットワーク機器等のぜい弱性等の情報をメールリングリストにてタイムリーに発信し、被害防止のための情報共有を図っているほか、県警ホームページ及び公式 X アカウント、ひかるくん・ひかりちゃん安心メール等にて、最近流行している手口や対処方法を掲載・配信し、被害防止に努めております。</p> <p>また、セミナー・研修会については、医療機関、重要インフラ事業者、中小企業向けのインシデント対応訓練や有識者による講演等を行い、被害発生時の対処要領の周知に努めており、引き続きこれらの取組を推進してまいります。</p>	IV
49	<p><b>第6章 I-1-(4)-③ 消費者被害の防止と消費者教育の推進</b></p> <p>「■ 高齢者等への悪質商法等に関する注意喚起・見守り体制の構築」に関して、能登半島地震の被災地や豪雪地帯を中心に悪質業者による住宅修理トラブルが多発する恐れがあるため、消費生活サポーターによる出前講座等により注意喚起をお願いしたい。</p> <p>また、必要があれば、報道機関等を通じて県民への注意喚起をお願いしたい。</p>	<p>悪質業者による住宅修理トラブルを含めた様々な消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向け、消費生活サポーターによる出前講座のほか、インターネット・紙媒体・報道機関等様々な媒体を通じた適時での広報啓発・注意喚起等に引き続き取り組んでまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
50	<p><b>第6章 I-1-(4)-④ 交通安全対策の推進</b></p> <p>「■ 自転車等の安全利用の促進」に記述のある「自転車の正しい交通ルールとマナー」の浸透、「自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、年代別に応じた交通安全教育や各種媒体を活用した広報活動」に賛同する。</p> <p>特に、学生の通学時のヘルメットの着用は必須であると考えており、県教育委員会等を通じた各学校への周知を更に推進していただきたい。</p>	<p>県警察では、これまでも、自転車等の安全利用を促進するため、各種対策を講じてきたところですが、いただいたご意見を参考にして、教育委員会や各学校を含めた関係機関・団体の皆様とより一層連携を強化し、自転車を利用する全ての方々に対し、自転車の正しい交通ルールとマナーの浸透や自転車乗車中のヘルメットの着用促進に努めてまいります。</p>	IV
51	<p><b>第6章 I-2-(1)-① 結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援</b></p> <p>「■ 社会全体で子育てを支える取組の促進」において、以下の記述を追加すべき。</p> <p>○女性の人権とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、自己決定権の侵害をしてはならない。結婚・妊娠・出産支援が個人に特定のライフスタイルを押し付けているかのような印象を与えることがないように留意する。</p>	<p>第3章人口ビジョン及び第6章 I-2-(1)-①「結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援」においては、結婚・妊娠・出産を個人に押し付けるものではなく、希望する方が結婚・妊娠・出産できるように支援することを記述しております。</p> <p>また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、第4次新潟県男女共同参画計画において、知識の普及啓発に努めることを記述しており、その周知・啓発に努めてまいります。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
52	<p>第6章 I-2-(1)-① 結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援</p> <p>「■ こどもを産み育てやすい環境の整備」において、以下の記述を追加すべき。</p> <p>○セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発・周知に努め、社会全体での理解を促進する。</p>	<p>第3章人口ビジョン及び第6章 I-2-(1)-①「結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援」においては、結婚・妊娠・出産を個人に押し付けるものではなく、希望する方が結婚・妊娠・出産できるように支援することを記述しております。</p> <p>また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、第4次新潟県男女共同参画計画において、知識の普及啓発に努めることを記述しており、その周知・啓発に努めてまいります。</p>	III
53	<p>第6章 I-2-(2)-② 地域で安心して安全な医療が受けられる体制の整備</p> <p>医療提供体制の構築に当たっては、民間医療機関で出来ることは民間で、不採算部門など民間で出来ない部門は公立・公的病院で、との国の骨太の方針に基づき、双方の役割を明確化した上で推進すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、公立・公的医療機関においては、不採算部門や過疎地域の医療など民間医療機関では担うことができない役割に重点化していくことは重要と考えており、そうした観点も踏まえながら、二次医療圏ごとの医療再編の協議を進め、持続可能な医療提供体制の構築を目指してまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
54	<p><b>第6章 I-2-(2)-② 地域で安心して安全な医療が受けられる体制の整備</b></p> <p>国の「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、人口20万人未満の二次医療圏の見直しを求めていることや、住民の受療行動、アクセス環境、当該医療機関のパフォーマンス等を考慮し、現行の二次医療圏の見直しを行うべき。</p> <p>その上で、現行の二次医療圏を前提とした完結率ではなく、「高度な医療等については二次医療圏を跨いだ全県的な視点も加味した役割分担の明確化・連携を進め、県全体として持続可能な体制の構築」を主目標とすべき。</p>	<p>今後も人口が減少していく中で、住民の受療行動等を踏まえて二次医療圏を見直していく必要があるものと考えており、個別計画である「新潟県地域保健医療計画」の改定などの機会に向けて検討してまいります。</p> <p>なお、現行の計画期間中であっても、高度な医療等については二次医療圏を跨いだ全県的な視点も加味した役割分担の明確化・連携を進め、県全体として持続可能な体制の構築を図っていくことが重要と考えております。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
55	<p><b>第6章 I-2-(2)-③ 地域医療を担う医師・看護職員の確保</b></p> <p>「1 現状・課題」に、県立病院・厚生連病院を除いた病床規模別の看護職員充足率の表が掲載されているが、県立病院や厚生連病院と独立系病院のベッド数に対する看護職員数には大きな開きがあるため、その大きな開きの原因分析に基づく改善策を盛り込むべき。</p> <p>また、別表で県立や厚生連病院群の看護職員充足率も掲載すべき。</p>	<p>原因分析については「1 現状・課題」に「キャリア形成支援・教育体制が充実している比較的大規模な病院に看護職員が集中していることなどが考えられる。」と記述しておりますが、ご指摘を踏まえ、改善策として必要な対応がより明確になるよう、「各施設で必要な看護職員数を適切に確保できるよう」と追記するとともに、「■ 医師・看護職員の働きやすい環境づくり」において、「○ 県の取組に加え、各病院が実施する研修体制の充実や院内保育等ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を積極的かつ効果的に県内外に発信し、医師・看護職員の確保を図る。」と記述を追加します。</p> <p>また、「1 現状・課題」の病床規模別の看護師充足率の表において、県立病院、厚生連病院の充足率を追加します。</p>	I

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
56	<p><b>第6章 I-3-(1) 誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現</b></p> <p>この項目の下に、「年齢、性別、障がいの有無、病気、出自、国籍（在留資格の有無）等に関わらず、互いに尊重し合い、偏見や差別のない社会を実現する」を入れるべき。</p> <p>様々な分野での差別解消に関する法律や条例ができたにもかかわらず、偏見や差別が横行している。今後、具体的にどのような方策をとるべきかを考えるために、より具体的な差別の実体が見えるよう分野を入れるべき。また人権上において在留資格の有無によらず、人として尊重されるべきである。</p>	<p>偏見や差別のない社会を実現するためには、あらゆる人が生を受けたときから生涯にわたり、人としての尊厳が保障され個人として尊重されることが必要なことから、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現」を項目として掲げています。</p> <p>また、具体的な差別の実態を踏まえた取組については、「1 現状・課題」において、「女性、子ども、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認、インターネットによる人権侵害等、様々な分野において、より一層の人権啓発を推進していく必要がある。」と記述しております。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
57	<p><b>第6章 I-3-(2)-① 男女が共に参画し多様な生き方が選択できる社会づくり</b></p> <p>「1 現状・課題」の後段に「ジェンダー平等の実現が課題だ。」との記述を追加すべき。</p> <p>「2 政策の展開・取組」の【めざす姿】の後段に「ジェンダー平等社会を実現する。」との記述を追加すべき。</p> <p>「■ 男女平等意識の浸透に向けた取組の推進」に「ジェンダー平等実現の理解の促進を図る」との記述を追加すべき。</p> <p>「■ 多様な生き方が選択できる環境づくり」の最後の○の前に「■ 困難な問題を抱える女性への支援」との記述を追加すべき。</p>	<p>「ジェンダー平等の実現」については、【めざす姿】において、「社会のあらゆる場において男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮し多様な生き方が選択できる社会を実現する。」としてご意見の趣旨を記述した上で、「1 現状・課題」、「2 施策の展開・取組」においても同様にご意見の趣旨を記述しております。</p> <p>なお、ページの最後に政策に関連するSDGsのゴールを記載しており、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を明示しているところです。</p> <p>「■ 困難な問題を抱える女性への支援」の項目名の追加については、より明確に施策の趣旨が伝わるよう、ご意見を踏まえ項目を追加いたします。</p>	II
58	<p><b>第6章 II-1-(2)-① 日本海側の国際拠点化に向けた交通ネットワークの整備</b></p> <p>新潟駅から新潟空港までのバスについて、利用者は若い人も高齢者もいることから、利用者の使い勝手の良い型のバスを配備してほしい。</p> <p>先日利用したが、大きなスーツケースを持って車内に入り、空席に座れず、片手で荷物を持って立ったままであり、観光者にとって優しくないと思う。</p>	<p>バス車両については、運行事業者において検討いただくべきものと考えておりますが、県としては、今回いただいたご意見を事業者にお伝えし、事業者のバス更新時に、利用者の満足度向上に資する車両タイプへの変更を検討いただけるように努めてまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
59	<p><b>第6章 II-1-(2) 日本海側の国際拠点化と北東・東南アジアをはじめ諸外国との交流促進</b></p> <p>II-1-(2)-①「日本海側の国際拠点化に向けた交通ネットワークの整備」の次に、「②諸外国との交流拡大を通じ、相手国への尊重と理解を学び、各国間の平和と安定を促進する。」を入れるべき。</p> <p>各地での紛争が拡大しそうな世界情勢は、日本や新潟県にとっても他人事ではない。少しでも、この状態が解決に向かうよう、新潟県としてできる限りの平和外交を進めるべきであり、そのためには相手国への尊重と理解が不可欠である。平和なくして経済交流も成り立たない。</p>	<p>相手国への尊重・理解について、I-3-(1)-①「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現」において、外国人を含む人権尊重の必要性を記述しております。</p> <p>また、平和について、海外との交流を進める上で海外との友好関係を構築していくことは重要と考えており、政策の展開に当たって留意してまいります。</p>	IV
60	<p><b>第6章 II-2-(1)-③ 再生可能・次世代エネルギーの活用促進</b></p> <p>脱炭素の手法としては、原子力発電は該当しない技術であり事業であると考え。原発の廃炉を前提とする施策を優先し、計画に明記すべき。</p>	<p>エネルギー政策については、安全性を大前提として、電力の安定供給、経済性、環境適合の同時達成を目指し、国の責任において判断するものと考えております。</p> <p>県としては、多様な地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。</p>	V

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
61	<p><b>第6章 II-2-(1)-③ 再生可能・次世代エネルギーの活用促進</b></p> <p>再生可能エネルギーの導入促進には賛成だが、省エネルギーの政策を優先して取り組む方がより確実に早く脱炭素促進になる。断熱構造の住宅改修支援や、中小企業への自給型発電設備の普及支援、道路等大型構造物の素材の改良等について計画に盛り込むべき。</p>	<p>ご提案の「断熱構造の住宅改修支援」「中小企業への自給型発電設備の普及支援」は、I-1-(5)-①「地域の脱炭素化の推進」において、「家庭や事業所の自家消費型再生可能エネルギー等の導入を促進する。」「より高い断熱性能を持つ住宅『雪国型ZEH』の普及を促進する。」と記述しております。</p> <p>なお、道路等大型構造物を含むインフラ分野の脱炭素については、本県だけでなく国全体で取り組まなければ実現できないため、国が主導して施策を推進しているところです。県としては、これまでも利用可能な低炭素材料を活用してきたところですが、今後も新たな素材や材料の開発・普及の動向に注視し、公共事業等での活用を図ってまいります。</p>	Ⅲ
62	<p><b>第6章 II-2-(1)-③ 再生可能・次世代エネルギーの活用促進</b></p> <p>県内での再生可能エネルギーの導入においては、関連産業を含め、国内、県内企業を優先すべき。</p>	<p>県内企業による再生可能エネルギーの導入については、「■ 多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」において「県内企業の新規参入や事業化等に向けた支援を行う。」と記述しております。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
63	<p><b>第6章 II-2-(1)-③ 再生可能・次世代エネルギーの活用促進</b></p> <p>県内での再生可能エネルギーの導入促進においては、地産地消型の仕組みとなる事業を優先し、生産した電力は低価格で利用できるようにすべき。そのためにも、県内での小規模施設で分散型で行う発電事業に地元企業が優先して取り組めるようにすべき。</p>	<p>国では自家消費型再生可能エネルギーの導入・価格低減を促進しており、県としても県内企業による取組を支援していることから、「■ 多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」において、「県内企業の新規参入や事業化等に向けた支援を行う」と記述しております。</p>	III
64	<p><b>第6章 II-2-(1)-③ 再生可能・次世代エネルギーの活用促進</b></p> <p>環境影響評価法が事業者による評価であることによる環境保全への配慮項目の不備を補うため、県条例の制定を検討すべき。</p> <p>また、再生可能エネルギー導入エリアは、ゾーニングを徹底すべき。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入等に当たり、県では、環境影響評価法及び県環境影響評価条例に基づき、有識者からの意見等を踏まえ、環境保全について適切な配慮がなされるよう、事業者や国に意見提出等をしているところです。今後も事業者や国の動向等を注視しつつ、必要な対策を図ってまいります。</p> <p>また、ゾーニングについて、県では、地球温暖化対策推進法に基づき適切に実施されるよう、市町村と連携して取り組むほか、洋上風力発電についてはゾーニングマップを公表しております。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
65	<p><b>第6章 II-2-(2)-① 若者の県内定着とU・Iターンの促進</b></p> <p>本県は他県に比べ、原発のリスクや冬場の日照時間の短さなどのハンディを抱えており、「2 政策の展開・取組」に掲げられている政策だけでは、若者の県内就職率が高まるイメージが湧かない。なぜ、若者は首都圏に流出するのか、流出した後戻ってこないのか、首都圏に流出した若者や県外から新潟県に移住した県民の声を幅広く吸い上げ、二の矢、三の矢の政策が必要と考える。</p> <p>例えば、①賃金と家賃や住宅取得金額を比較した場合の新潟での住みやすさのPR、②県外からの移住者やUターン者に対する家賃補助、③社宅を取得した企業に対する固定資産税の減免、④東京に遊びに行くための県補助での定期バス運行（バス事業者と連携）、⑤中小企業より賃金が高い県内上場企業等が一定数の雇用を増加させた場合の優遇措置等といったアイデアも考えられるのではないかと考える。</p>	<p>「首都圏に流出した若者や県外から新潟県に移住した県民の声を吸い上げ」ることについては、今後、首都圏に進学した学生のアンケートを実施するとともに、移住した県民の皆様のご意見は、アンケート調査を実施したところであり、第3章「新潟県の人口ビジョン」にも盛り込んだところです。さらに、同章にも記述したとおり、次年度から若手社会人、子育て世代、学生・生徒を対象とする人口問題に関する会議の設置を予定しており、これらの機会を活用しながら、若者のご意見をしっかりと聞いてまいりたいと考えております。</p> <p>また、新潟での住みやすさのPRについては、「■ U・Iターン促進に向けた本県への関心の掘り起こしと支援体制の充実」において、本県で実現できる多様なライフスタイル・本県の暮らしやすさの発信について記述しております。</p> <p>なお、その他のご提案については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
66 ～ 68	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>義務教育段階において、全国学力調査の点数を上げるための取組が競争をあおる等、児童生徒の負担感につながっている。過度な点数主義に陥るべきではないことを「1 現状・課題」に明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>全国学力調査の結果については、本県の児童生徒の学力を把握・分析するために必要なものと考えております。</p> <p>一方で、ご意見のとおり、点数のみに着目するのは適当ではないと考えており、「■ 確かな学力の育成、教員の資質能力の向上」において、「自ら課題解決に向けて粘り強く取り組むなどの資質・能力を育成する」など、児童生徒の学力育成のための一つの視点についても記述しております。</p>	Ⅲ
69	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「2 政策の展開・取組」において、「■ 教員の確保」が4番目にあるが、1番目とすべき。</p> <p>教員がいなくて、教育現場が疲弊しているのに、その他の「確かな学力」「ICTの活用」「キャリア教育等の推進」などあり得ない。県が本気で「一人一人を伸ばす教育の推進」を掲げるならば、法令違反の未配置を解消することが最重要課題であり、教員の未配置を0にする大胆な策を明記した上で、そのほかの項目を示すべき。</p>	<p>教員の未配置は解決すべき喫緊の課題であることから、「■ 教員の確保」において、未配置解消のための具体的な取組を記述するとともに、解消を達成目標として掲げております。</p> <p>また、「2 政策の展開・取組」については、児童生徒が様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育むことも求められていることから、「■ 確かな学力の育成、教員の資質能力の向上」が最優先であると考え、現在の記述の順番にしております。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
70 ～ 74	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「■ 確かな学力の育成、教員の資質能力の向上」について、授業準備や教材研究の時間がない状態で、主体的・対話的で深い学びの実現は難しい。勤務時間内にそういった時間が確実に確保できるような取組を明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか4件)</p>	<p>教員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することは重要であると考えていることから、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、統合型校務支援システムやスクール・サポート・スタッフなど、教員の多忙化解消の取組を記述しております。</p>	Ⅲ
75 ～ 78	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「■ 確かな学力の育成、教員の資質能力の向上」において、教員の研修の一層の充実を挙げているが、教員の研修は現在も十分措置されているため充実は不要であり、むしろ、研修が教員の負担とならないよう配慮することを明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>教員研修については、教員の個別最適・協働的な学びの充実を通じて主体的・対話的で深い学びを実現することが求められていることから、その充実重要であると考えております。</p> <p>なお、研修の企画・実施に当たっては、教員の負担軽減に配慮して実施してまいります。</p>	Ⅳ
79	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「■ 確かな学力の育成、教員の資質能力の向上」において、「教員の研修については、内容をより一層充実…教員の資質・能力の向上を図る。」とあるが、選考検査の低倍率が続けば、資質・能力が落ちることは目に見えている。</p> <p>資質・能力を備えた優秀な教員が新潟県に出願するよう、制度的に充実した仕組みを作ることを明記すべき。</p>	<p>「■ 教員の確保」において、教員採用選考検査の実施時期、回数、内容等の見直しなど、教員確保の取組を記述しており、一定の受検機会を設け、質の高い教員の確保に取り組んでまいります。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
80 ～ 82	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</p> <p>「■ 学びにおけるICTの活用」において、ICT活用のためには専門職の確実な配置が必要であるため、支援員等の増配置を明記すべき。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>支援員等の増員につきましては、学びのICTの活用のための具体的な取組を検討する中で、参考にさせていただきます。</p>	IV
83	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</p> <p>「■ 学びにおけるICTの活用」において、タブレット端末だけでなくキーボードやスタイラスペンなどの周辺機器の整備・保障についても明記すべき。</p>	<p>周辺機器の整備等につきましては、学びのICTの活用のための具体的な取組を検討する中で、参考にさせていただきます。</p>	IV
84 ～ 91	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</p> <p>「■ 教員の確保」において、採用試験の見直しなどの記述以上に、学校現場の働き方改革の必要性や教員の長時間労働是正に向けた具体策を明記することが必要である。 (同旨の意見 ほか7件)</p>	<p>学校現場の働き方改革について、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することで、児童生徒と向き合う環境をつくるのが最大の目的であるため、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、統合型校務支援システムやスクール・サポート・スタッフなど、教員の多忙化解消の取組を記述しております。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
92 ～ 97	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</p> <p>「■ 教員の確保」において、教員一人当たりの持ち授業時数制限や余剰授業時数を減らすなど、長時間労働是正に向けた具体策を明記すべき。 (同旨の意見 ほか5件)</p>	<p>長時間労働是正について、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することで、児童生徒と向き合う環境をつくるのが最大の目的であるため、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、統合型校務支援システムやスクール・サポート・スタッフなど、教員の多忙化解消の取組を記述しております。</p>	Ⅲ
98 ～ 103	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</p> <p>「■ 教員の確保」において、臨時教員確保のためには、同一労働同一賃金に基づく臨時教員の勤務労働条件の改善と学校現場の働き方改革が必要であることを明記すべき。 (同旨の意見 ほか5件)</p>	<p>学校現場の働き方改革について、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することで、児童生徒と向き合う環境をつくるのが最大の目的であるため、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、統合型校務支援システムやスクール・サポート・スタッフなど、教員の多忙化解消の取組を記述しております。</p> <p>また、公務員の給与等の処遇は、職務の内容と責任に応じて決まることが基本であると考えておりますので、臨時教員の処遇については、職務内容等を考慮して判断いたします。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
104	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</p> <p>「■ 教員の確保」について、教員の確保のためには、「ブラック」と認知されている現状の改善が必要であり、「ブラック」とされている要素の分析と改善策を明記すべき。</p>	<p>教員の多忙化の現状等について、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「1 現状・課題」において、「学校が対応しなければならない課題が一層多様化、複雑化する中で、授業等の児童生徒への直接的な指導以外の業務が依然として多いなど、教員の多忙化が深刻な状況となっており、教員が一人一人の児童生徒と向き合える時間の確保が課題である。」と記述しておりますが、「第2章 6 教育を取り巻く状況」の【新潟県の現状・課題】においても記述を追加します。</p> <p>また、多忙化を解消する取組について、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することで、児童生徒と向き合う環境を作ることが最大の目的であるため、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、統合型校務支援システムやスクール・サポート・スタッフなどの取組を記述しております。</p>	Ⅱ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
105	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「教員採用選考検査の実施時期、回数、内容等の見直し」、「ペーパーティーチャー向けの研修の充実…」と言い続けているが、ここ数年成果は見られておらず、同じ策を示している。</p> <p>「■ 教員の確保」において、他県の取り入れている、新採用教員をサポートするための人員増や教員の業務量を減らす方針の打ち出し、学校外でできることの外部委託など、抜本的な取組を明記すべき。</p>	<p>教員採用選考検査の実施時期の前倒しやペーパーティーチャー向けの研修などに取り組んできたことで、採用予定数を概ね確保することができており、一定の効果があるものと考えております。</p> <p>また、ご意見は、具体的な提案となりますので、今後具体的な施策を展開する中で、その必要性を含め検討してまいりたいと考えております。</p>	IV
106 ～ 110	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「■ 魅力ある学校づくり」において、「チーム学校の構築」とあるが、教職員不足により現状はチーム体制ではなく個別に対応せざるを得ない状況となっていることから、学校の人員増が必要であることを明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか4件)</p>	<p>「■ 教員の確保」において、教員採用選考検査の実施時期、回数、内容等の見直しなど、教員確保の取組を記述しており、未配置解消を含む教員の確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、引き続き、教職員の定数改善や多忙化解消に向けて、国へ要望してまいります。</p> <p>なお、「チーム学校」については、教員以外の多様な人材から学校教育に参加してもらうことを指しております。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
111	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>公共交通機関の減便等の影響により遠路通学は困難であり、高校再編計画とのすり合わせをすべき。</p>	<p>総合計画の当該箇所の内容については、高校再編整備の中長期的なビジョンである「県立高校の将来構想」の内容ともすり合わせながら作成したところです。</p> <p>県立高校等の再編整備に当たっては、地域の交通事情等、それぞれのエリアの状況を斟酌しながら丁寧に進めてまいります。</p>	IV
112 ～ 113	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「■ 私学教育の振興」において、「私学助成の充実」とあるが、「私学助成の更なる充実」にすべき。 (同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>「■ 私学教育の振興」において、「私学助成の充実」と趣旨は同一であるため、「私学助成の更なる充実」と記述を修正します。</p>	I
114 ～ 116	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>教職員の時間外勤務縮減解消について明記すべき。勤務時間の上限方針に基づき、時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにするなどを明記すべき。また、「達成目標」に盛り込むべき。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>勤務時間の上限に関する具体的な目標については、総合計画に基づく個別の計画や方針等において記述しております。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
117 ～ 120	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「3 達成目標」に教員の未配置数の達成目標を設定しているが、「2 政策の展開・取組」に明記が無いため、未配置解消について明記すべき。</p> <p>そもそも、教員の未配置解消なくして、「確かな学力の育成」や「教員の資質向上」、「魅力ある学校づくり」など実行できない。</p> <p>(同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>「1 現状・課題」に教員の未配置について記述し、県として取り組むべき内容として「2 政策の展開・取組」の「■ 教員の確保」において、教員採用選考検査の実施時期、回数、内容等の見直しなど、教員確保の取組を記述しており、未配置解消を含む教員の確保に取り組んでまいります。</p>	Ⅲ
121 ～ 124	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「3 達成目標」に教員の未配置数があるが、そもそも教員の未配置数0は当たり前であり、目標に掲げること自体おかしい。他県で実績のある取組について予算を付けて取り組むことを明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>教員の未配置は解決すべき喫緊の課題であることから、解消を目標として掲げたものであり、未配置の解消に向けて他県例等も参考に取り組んでまいります。</p>	Ⅳ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
125	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-① 一人一人を伸ばす教育の推進</b></p> <p>「3 達成目標」の「全国学力調査における平均正答率の本県と全国の差(小・中学校)」について、本県の学校や小中学生が努力し平均正答率が上がっても、全国も同様に上昇すれば差は変わらないため、指標として適切ではない。</p> <p>例えば、文部科学省は学力に係る達成目標として、①「授業の理解度(よくわかる、だいたいわかると回答した率(%))」、②「過去の調査との同一問題について、今回の調査結果が上回った割合」、③「勉強は好きか(当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した率(%))」を設けており、適切な指標について検討すべき。</p>	<p>現行計画において「平均正答率の全国との差」を指標として設定しているところですが、平均正答率については、現状、全国を下回り、引き続き取り組むべき課題であると認識しており、新計画においても継続的に設定することとしたものです。</p> <p>なお、ご指摘の検討については、取組の評価時等において参考にしてまいります。</p>	IV
126	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</b></p> <p>「特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加」、「スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの相談等の複雑化、多様化」、「不登校児童生徒数の増加」が課題であり、その対応が従来よりも大変になっていると明らかになっているのに、人員に関する記述がない。今の人員で対応するのではなく、人員を確保するための策を示すべき。</p>	<p>教育の諸課題に対応していくために人材を確保することは重要であると考えており、「■ 児童生徒に対するきめ細かな学力向上支援及び相談・支援体制の充実」とⅢ-1-(1)-①「一人一人を伸ばす教育の推進」の「■ 教員の確保」において、人材確保の取組を記述しております。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
127 ～ 130	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>「■ インクルーシブ教育システムの推進」において、通級指導教室などの多様な学びの場の整備のためには、教職員の十分な確保、施設設備の充実が必要であり、そのことを明記すべき。 (同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>通級指導教室などの多様な学びの場の整備に向けては、教職員の確保や施設設備の充実が必要と考えております。</p> <p>このため、Ⅲ-1-(1)-①「一人一人を伸ばす教育の推進」の「■ 教員の確保」において、教員確保の取組を記述するとともに、Ⅲ-1-(1)-③「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」の「■ 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進」において、様々な社会環境の変化や学習環境の多様化に対応した学校施設の機能向上を図ることを記述しております。</p>	Ⅲ
131 ～ 134	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>「■ インクルーシブ教育システムの推進」において、「～適切な就学先決定」を、「～保護者・児童生徒の意向に基づく就学先決定」とすべき。 (同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>文部科学省では、「障害のあるこどもの就学先の決定に当たっては、本人や保護者の意見を可能な限り尊重し、教育学等の専門的見地など総合的な観点を踏まえて決定する」こととされており、現行の記述としております。</p> <p>引き続き、保護者や児童生徒の意向にも配慮しながら、本人にとって最も適切な就学先を決定してまいります。</p>	Ⅳ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
135 ～ 136	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>「■インクルーシブ教育システムの推進」において、インクルーシブ教育システムはインクルーシブ教育とは異なるため、「多様な学びの場」と称して分断を助長するのではなく、すべての子どもが学び合うインクルーシブ教育のために人員増や環境整備を図るべき。 (同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>文部科学省では、障害のある子供の自立と社会参加に向けてインクルーシブ教育システムを推進することとしており、本県においても障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習など、インクルーシブ教育システムの推進に取り組むこととして、そのための教職員の人員増や環境整備に引き続き取り組んでまいります。</p>	IV
137 ～ 139	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>「■地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実」において、土曜日等の教育支援活動は安易に拡充すべきではない。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>土曜日等の学習支援活動の充実の取組は重要であると考えており、実施に当たっては、地域のご理解を得ながら進めていくとともに、教員の負担増につながらないように十分配慮してまいります。</p>	IV
140 ～ 142	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>夜間中学設置の検討について明記すべき。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>夜間中学の設置については、現在、独自のニーズ調査をとりまとめている自治体があるものと承知しております。</p> <p>そのため、県としては、今後、全国の先行事例を参考にしながら、そうした自治体との連携の在り方を検討してまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
143 ～ 146	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-② 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>「3 達成目標」について、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置拡充についても達成目標を盛り込むべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについては、各学校の児童生徒の状況を踏まえて配置を進めているところであり、毎年度状況が変わることから、総合計画に具体的な配置に関する数値目標を設定することは難しいものと考えます。</p> <p>これまで、県内すべての公立学校で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用することができるよう、配置時間や人員の拡充など、相談しやすい体制の構築に努めてきたところであり、今後もスクールカウンセラー等の効果的な配置を進めてまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
147	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「2 政策の展開・取組」において、「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」が3番目にあるが、1番目とすべき。</p> <p>県が本気で「児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり」を掲げるならば、教職員の働き方改革により教職員の労働量を減らすことが最重要課題であり、教職員が児童生徒と向き合えれば、「いじめ防止等の取組」や「信頼される生徒指導体制」ができる。</p> <p>労働量を減らす策に「統合型校務支援システム、スクール・サポート・スタッフ」の活用とあるが、これに加えて、まずは「学校内でしなくてよい業務」をどんどんスクラップする視点を示すべき。</p>	<p>「2 政策の展開・取組」については、いじめ認知件数の増加やいじめ重大実態が発生しており、いじめ解消が喫緊の課題であることから、「■ いじめ防止等の取組」が最優先と考え、現在の記述の順番にしております。</p> <p>また、ご提案については、今後具体的な施策を展開する中で、検討してまいりたいと考えております。</p>	IV
148 ～ 150	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「■ いじめ防止等の取組」において、人権・同和教育の充実を明記すべき。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>「○ 人権に関する理解を深め、すべての人々の人権を尊重し、互いの大切さを認め合う態度や行動力を育む教育を推進する。」と記述しており、人権教育、同和教育の充実を含めて取組を推進してまいります。</p>	III

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
151	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、教職員の負担を軽減し、健康な心身を保持し、やりがいを持って職務に当たるために「学校・教師が担う業務に係る3分類（令和元年度文部科学省通知）」についても総合計画に示したらどうか。その上で、職員トイレ、休憩室の清掃や給食指導などを専門に雇用している海外の事例を早期に新潟県でも導入すべき。</p> <p>また、子どもたちの健康的な心身保持のために、スクールカウンセラーの拡充や養護教員未配置校への対応も必須である。教職員の負担軽減のための人的配置、拡充について明記していただきたい。</p>	<p>スクールカウンセラーの拡充を含み、「スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用」と記述しております。</p> <p>なお、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することは重要であると考えていることから、「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、多忙化解消の取組を記述しており、ご提案の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
152 ～ 154	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、校務の効率化やスクール・サポート・スタッフ等の活用にとどまらず、スクールカウンセラー等の専門職の配置・拡充について明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、多様な職種の専門性を有するスタッフを含み、「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、「スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用」と記述しております。</p> <p>なお、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境をつくるスクールカウンセラーの役割を踏まえ、「■ 信頼される生徒指導体制」において、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置の拡充、電話やメール、SNSによる相談窓口の周知方法の工夫や、利便性の向上等、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境を整備する。」と記述しております。</p>	Ⅲ
155 ～ 159	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、勤務時間の上限方針に基づき、時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにするなどを明記すべき。また、別のページに記載があるが、部活動の地域移行の推進について、この項目にも明記すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか4件)</p>	<p>勤務時間の上限に関する具体的な目標については、総合計画に基づく個別の計画や方針等において記述しております。</p> <p>部活動の地域移行の推進は、「■ 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」において、「部活動においては、部活動指導員等の外部人材の活用、部活動に代わる地域クラブ活動への移行などにより、教職員の負担を軽減する。」と記述を修正します。</p>	Ⅱ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
160	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</b></p> <p>「■ 安全・安心な環境づくりと防災教育等」に記述のある、学校における地域安全マップづくりや各学校の特性を踏まえた防災教育の推進に賛同する。</p> <p>当方では、「地域安全マップづくり」を通じた防災教育として、小学生を対象にした「ぼうさい探検隊マップコンクール」を毎年実施している。</p> <p>応募団体の中には、自治体等に要望提言を子供の目線から行い実現した事例が多数あり、地域コミュニティの強化、防災教育の推進の一助として、本プログラムの活用をお願いしたい。</p>	<p>ご提案については、今後具体的な施策を展開する中で、参考とさせていただきます。</p>	IV
161 ～ 164	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</b></p> <p>「■ 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進」において、学校のエアコン整備が全国平均を下回っている特別教室、災害時に避難所となる体育館等の整備を進め、エアコン設置率を全国平均以上にすることを明記すべき。また、学校のエアコン整備について達成目標を盛り込むべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか3件)</p>	<p>全国平均を下回っている特別教室及び体育館のエアコン整備については、必要性や緊急性を勘案するとともに、空調の整備方法も含め、今後検討しておりますが、個々の教室等への整備の必要性のほか、地域によって気象条件が異なることから、ご提案の目標設定は難しいものと考えます。</p> <p>エアコン整備は、これまでも計画的に整備を進めておりますが、今後も必要性や緊急性を勘案し、学校の要望を十分聞きながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
165	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「■ 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進」において、対象となる児童生徒の在籍の有無にかかわらず、多目的トイレ、スロープなどを含めた学校施設のバリアフリー化を早期に進めるべき。</p>	<p>多目的トイレ、スロープなどのバリアフリー化を含め、「バリアフリー化、省エネ化・脱炭素化等の様々な社会環境の変化や、学習環境の多様化に対応した学校施設の機能向上を図る。」と記述しております。</p>	Ⅲ
166	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>「■ 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進」において、特別支援学校の施設設備の狭あい化の解消などを明記すべき。</p>	<p>「■ 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進」において「様々な社会環境の変化や、学習環境の多様化に対応した学校施設の機能向上を図る。」と記述しており、今後も、児童生徒数の見込み、施設の定員超過の状況等を踏まえ、対応してまいります。</p>	Ⅲ
167	<p>第6章 Ⅲ-1-(1)-③ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>教職員の長時間労働是正に関する具体的な目標値を設定すべき。</p>	<p>教職員の長時間労働是正に関する具体的な目標については、総合計画に基づく個別の計画や方針等において記述しております。</p>	Ⅳ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
168	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(2)-① スポーツを通じた豊かな生活の実現</b></p> <p>大規模スポーツイベントの誘致・開催や地域密着型のプロスポーツの振興など、スポーツを資源とした地域活性化・交流拡大を図るためには、アリーナは必要不可欠であることから、アリーナ整備について総合計画に何らかの方向性を示すべき。</p>	<p>アリーナを含めた新たな施設整備に向けては、建設費及び運営・維持管理費などの多額の経費負担や継続的な大規模スポーツ大会誘致の可否、県内立地場所のバランス等の課題があることから、まずは既存のスポーツ施設や学校体育施設の更なる利活用を優先することとしておりますが、今後も様々な行政需要の中での優先度等を検討する必要があることから、「■ 地域のスポーツ実施体制の整備・充実」において、「なお、新たな施設の整備に当たっては、利用見込などの施設のニーズや整備費用などについて、必要なデータを収集するとともに、県民の皆様の様々な意見をお聞きしながら、幅広い観点から研究していく。」と記述を追加します。</p>	I
169 ～ 171	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(2)-① スポーツを通じた豊かな生活の実現</b></p> <p>「■ 地域のスポーツ実施体制の整備・充実」において、部活動の地域移行について、休日部活動の地域移行への完了年度、平日部活動の地域移行のスケジュール感を盛り込むべき。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>休日部活動の地域移行については、令和5年3月に県が示した方針の下、各市町村が推進計画を策定し、令和7年度末までの移行に向けた取組が進められております。</p> <p>一方、平日部活動の地域移行については、休日における取組の進捗状況等を検証し、できるところから進めることとされており、現在国の有識者会議において、今後の改革の方向性が検討されていることから、その動向を踏まえ検討してまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
172 ～ 174	<p><b>第6章 Ⅲ-1-(2)-① スポーツを通じた豊かな生活の実現</b></p> <p>部活動の地域移行について、達成目標を盛り込むべき。 (同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>本項目においては、単に部活動を地域に移すのではなく、これを契機にこどものスポーツ環境の充実を図ることを目指しております。</p> <p>目指すところを明確にするために、「中学校の部活動に代わる地域クラブ活動への移行を契機に、関係者の連携強化や市町村の取組への支援を通じて、地域の実情に応じた地域クラブの整備を促進するなど、こどものスポーツ環境の充実を図るとともに、地域の新たなスポーツ環境の構築につなげる。」と記述を修正します。</p>	II
175	<p><b>第7章 1 県民最優先の県政の推進</b></p> <p>今後、若者に対して総合計画の内容を伝えていくことが重要であり、県内在住、県外在住など対象を分類した広報活動や外部人材の活用も必要ではないか。また、県政について若者の意見を聴く仕組みを作るため、まずは庁内の若手職員から「若者の声を聴く仕組みづくり」について、率直な意見を拾ってみてはどうか。</p>	<p>若い世代の県民の意見を県政にしっかりと反映していくことは重要であり、こどもや若者に対し、総合計画の内容がしっかりと伝わるよう、ご提案の内容を参考に取組を進めてまいります。</p>	IV
176	<p><b>第7章 1 県民最優先の県政の推進</b></p> <p>総合計画の内容の周知に当たっては、漫画やアニメ、動画を活用してはどうか。</p>	<p>若い世代の県民の意見を県政にしっかりと反映していくことは重要であり、こどもや若者に対し、総合計画の内容がしっかりと伝わるよう、ご提案の内容を参考に取組を進めてまいります。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
177	<p><b>第7章 2 計画推進の手順</b></p> <p>新潟県庁内でのE B P Mの推進に当たっては、専門家による伴走支援を受けてはどうか。</p>	<p>今後、全庁的にE B P Mを推進する体制づくりに取り組むこととしており、ご提案の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	IV
178	<p><b>計画全体</b></p> <p>最初に、きちんと新潟県の目指すべき基本政策と将来像を示すべきであり、第6章「新潟県のめざすべき将来像と基本政策」を第2章とし、後は順次、章と項目を繰り下げるべき。</p> <p>現行の構成では、冒頭からいきなり人口減少を掲げているが、妊娠・出産を奨励するような政策は著しく女性、性的マイノリティの方々を傷つけるものである。産む、産まない、子を育てる選択をするか、しないか、はそれぞれが決めることである。冒頭からこのような政策では、こうした個人の選択に大きな影響を与え、女性＝結婚＝妊娠、という刷り込みに使われ、個人の尊厳を損なう危惧を感じる。</p>	<p>政策の推進に当たっては、まずは現状・課題を分析しなければ、その対策として行う具体的な取組が定まらないことから、素案においては、まず第2章で本県の現状・課題を明らかにした上で、第5章や第6章に具体的な政策を記述したところです。</p> <p>なお、妊娠・出産についてのご指摘は、女性に対してこれを押し付けるものではなく、市町村、県民、企業、関係団体等と連携の上、こどもを生き育てやすい社会を実現してまいりたいと考え、総合計画に記述したものです。</p>	IV

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
179	<p><b>計画全体</b></p> <p>全国の都道府県の長期計画を見たが、本県は人口減に対する危機感と方向性・施策が他県に比して弱い。</p>	<p>人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり、県としても、最優先で取り組むべき課題であると認識しており、今後も不可避免的に減少局面が継続すると見込まれる中、地域の活力や社会機能が失われかねないという強い危機感を持って重く受け止めております。</p> <p>このため、人口ビジョンを総合計画の一部（第3章）に位置づけ、人口定常化の展望を明らかにして達成目標を設定するとともに、目標達成に向けて、中長期的な視点から分野横断的な対応が必要な6つの重要課題（第5章）や各分野の政策（第6章）を掲げたところであり、県民や企業・関係団体等との公民協働により県の総力を挙げて人口減少問題に対応してまいります。</p> <p>また、次年度から少子化や県外流出の主たる当事者である若手社会人、子育て世代、学生・生徒を対象とする人口問題に関する会議の設置を予定しており、これらの機会を活用しながら、人口減少問題について危機感を共有するとともに、県民のご意見をしっかりと聞き、施策に反映させてまいりたいと考えております。</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映 状況
180	<p><b>計画全体</b></p> <p>高校生等の若者を県内に定着させる明確な方向性と具体的施策の提示がないと、若者は県外に流出する。</p> <p>例えば、高校生対象の県地域振興局の手伝いやアルバイト事業などを実施してはどうか。</p>	<p>進学や就業を契機とした若年層の東京圏への流出が社会減の主な要因となっていることから、第6章Ⅱ-2-(2)-①「若者の県内定着とU・Iターンの促進」において、県内大学や県内企業の魅力向上、効果的な情報発信及びU・Iターン者支援体制の充実により、若者に選ばれる新潟県の実現を目指し、具体的な取組を記述しております。</p> <p>また、中学校・高等学校においては、地域や企業と連携したキャリア教育により、郷土愛の育成や地域への理解を深める取組等を行っているところで</p>	Ⅲ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
181	<p><b>計画全体</b></p> <p>人口減少を一定程度抑制するに当たり、県外への流出の抑制、県外からの移住、若年層からの移住をどのくらい見込むのか、定年後の高齢者の移住も期待するのか、県民の健康寿命を伸ばすのかといった整理が必要である。(県として、将来の人口数だけでなく人口構成をどうしたいのか、青年・壮年～中年～老年に至るまでのイメージづくりも有用)</p> <p>「結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援」は人口減少を抑制するための一施策に過ぎないため、「人口減少」が一丁目一番地の課題ということであれば、上記の整理に対応する施策を一つひとつ検討することが必要ではないか。</p>	<p>ご指摘の点について、「県外への流出抑制、若年層の県外からの移住」については、第6章Ⅱ-2-(2)-①「若者の県内定着とU・Iターンの促進」及び第6章Ⅲ-1-(1)-④「魅力ある高等教育環境の充実」において、政策の展開・取組を記述しております。</p> <p>また、新たに、第3章「新潟県の人口ビジョン」に、若年層の社会動態に関する指標（20～29歳の社会動態）を追加します。</p> <p>定年後の高齢者の県外からの移住につきましても、幅広い層に本県を選んでいただけるよう取り組んでまいりますが、本県の特徴として若年層の転出超過が大半を占めていることが人口減少の大きな要因である少子化につながっていることから、子育てに優しい社会の実現に向け取組を強化し、特に、若者や子育て世代に選ばれるよう取り組んでいるところです。</p> <p>「県民の健康寿命の延伸」については、第6章Ⅰ-2-(2)-①「県民の健康づくりの推進」において、政策の展開・取組を記述しております。</p> <p>将来の人口構成については、ご指摘を踏まえ、第3章「新潟県の人口ビジョン」に、年齢3区分別人口の将来展望のグラフを追加します。</p>	Ⅱ

No.	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
182	<p><b>計画全体</b></p> <p>いま県内に住んでいる人たちが「シックプライド」を持ち、これからも県内で生活したいと思うような事業がほしい。</p>	<p>県政の推進に当たっては、県民の皆様が新潟に住んでいることを誇りに思い、これからも住み続けたいと思える新潟県を創っていくことが重要であると考えており、その旨を第4章「1 基本理念」に記述しております。</p> <p>県内外の若者などから「選ばれる新潟」の実現のため、「子育てに優しい社会の実現」など各政策に取り組むとともに、県内外への本県の魅力発信に取り組むこととしており、ご提案につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	IV
183	<p><b>計画全体</b></p> <p>新潟を無香料・無農薬特区にする事で、子どもたちや大人の健康も、環境も、医療も、農水産業も守られ、全てがブランド化し、観光も移住も見込める、他県には無い独自の魅力的な地域になることから、関係する各政策項目において取り組むべき。</p>	<p>県民すべてが生き生きと暮らせる健康立県を実現するため、化学物質過敏症や香りへの配慮を求めることも含め、県民自らが健康について理解を深め、行動ができるよう、市町村等とも連携・協働しながら、様々な手段を活用し啓発に取り組んでまいります。</p> <p>農業については、第6章Ⅱ-2-(3)-②「収益性の高い魅力ある農業経営の実践」において、環境と調和した農業の展開として、有機農業の産地拡大や、環境にやさしい栽培体系への転換を進めるとともに、消費者への環境調和農業の理解促進を図る旨を記述しています。</p> <p>また、香料の自然環境への影響等については、関係省庁等の動向を含め、情報収集に努めてまいります。</p>	IV